

業務規程施行規則

(目的)

第1条 この規則は、業務規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(売買システムによる売買以外の売買)

第2条 規程第9条ただし書に規定する当取引所が定める売買は、当日決済取引に係る売買及び債券等の売買とする。

2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、売買システムによる売買の状況等から必要があると認める場合は、同項に定める売買以外の売買について、臨時に売買システムによる売買以外の売買により行わせることができる。この場合においては、あらかじめその内容を取引参加者に通知する。

(発行日決済取引の期間)

第3条 規程第10条第4項に規定する当取引所が定める日は、当取引所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、株式会社証券保管振替機構（以下、「保管振替機構」という。）において新株券、新優先出資証券又は新受益証券に係る新規記録が行われる日の3日前（休業日を除外する。以下日数計算において同じ。）の日とする。

(同時呼値の順位)

第4条 規程第11条第2項第2号bに規定する同時に行われた呼値及び行われた時間の先後が明らかでない呼値（以下「同時呼値」という。）の順位は、同時呼値を行っている取引参加者単位により、呼値の数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序（呼値の数量が同じであるときは、売買システムでの記録順序。ただし、規程第11条第4項の規定により成行呼値を呼値の値幅の限度の値段による呼値とする場合については、成行呼値から当該値段の呼値の売買システムでの記録順序。）で、当該銘柄の売買単位の数量（以下「最小単位」という。）の呼値が、それ以外の部分の数量の呼値に順次優先するものとする。

(売買の中断)

第5条 規程第11条第3項及び同第12条第2項第2号に規定する売買が中断された場合とは、規程第21条各号の規定により売買の停止が行われた場合をいう。

第6条 削除

(気配表示)

第7条 規程第12条第2項第4号及び第5項かつこ書に規定する気配表示は、呼値に関する規則第8条に規定する特別気配表示及び同第9条に規定する連続約定気配表示とする。

(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)

第8条 規程第12条第5項に規定する当取引所が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、当取引所がその都度定める。

基準値段		値幅	
200円未満のもの		上下	5円
200円以上	500円未満のもの	〃	8円
500円以上	700円未満のもの	〃	10円
700円	〃 1,000円	〃	15円
1,000円	〃 1,500円	〃	30円
1,500円	〃 2,000円	〃	40円

2,000円	〃	3,000円	〃	〃	50円
3,000円	〃	5,000円	〃	〃	70円
5,000円	〃	7,000円	〃	〃	100円
7,000円	〃	1万円	〃	〃	150円
1万円	〃	15,000円	〃	〃	300円
15,000円	〃	2万円	〃	〃	400円
2万円	〃	3万円	〃	〃	500円
3万円	〃	5万円	〃	〃	700円
5万円	〃	7万円	〃	〃	1,000円
7万円	〃	10万円	〃	〃	1,500円
10万円	〃	15万円	〃	〃	3,000円
15万円	〃	20万円	〃	〃	4,000円
20万円	〃	30万円	〃	〃	5,000円
30万円	〃	50万円	〃	〃	7,000円
50万円	〃	70万円	〃	〃	1万円
70万円	〃	100万円	〃	〃	15,000円
100万円	〃	150万円	〃	〃	3万円
150万円	〃	200万円	〃	〃	4万円
200万円	〃	300万円	〃	〃	5万円
300万円	〃	500万円	〃	〃	7万円
500万円	〃	700万円	〃	〃	10万円
700万円	〃	1,000万円	〃	〃	15万円
1,000万円	〃	1,500万円	〃	〃	30万円
1,500万円	〃	2,000万円	〃	〃	40万円
2,000万円	〃	3,000万円	〃	〃	50万円
3,000万円	〃	5,000万円	〃	〃	70万円
5,000万円以上	〃	〃	〃	〃	100万円

(売買の取消し)

第9条 規程第13条第1項の規定により行う売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した取引参加者は、過誤のある注文により次のa及びbに定める数量を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、規程第21条第5号の規定により売買が停止された時、立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第11条第5号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として60分を経過するまでの間に限り、当該取引所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

a 内国株券（内国法人の発行する株券、優先出資証券、内国法人の発行する新株予約権証券、投資信託受益証券及び投資証券をいう。以下同じ。）及び内国商品信託受益証券

第15条第1号に定める数量に2を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量）

b 外国株券（外国法人の発行する株券、外国法人の発行する新株予約権証券、外国投資信託受益証券、外国投資証券（規程第3条第1項第17号に掲げる有価証券に類するものを除く。）、外国株預託証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）

(a) 重複上場外国銘柄（外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国金融商品取引所等」という。）において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券又は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券をいう。以下同じ。）

第15条第2号aに定める数量

(b) 前(a)以外の銘柄

第15条第2号bに定める数量に2を乗じて得た数量(当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあつては、同号に定める数量)

(2) 当取引所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った取引参加者から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、当取引所は、過誤のある注文により成立した売買の決済が極めて困難であり、当取引所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、規程第13条第1項の規定により売買の取消しを行う。

(売買の取消しの範囲)

第10条 規程第13条第1項に規定する当取引所が定める売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第21条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあつては、規程第32条の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。)とする。

(外国投資信託受益証券等の売買単位)

第11条 規程第15条第3号及び第4号に規定する外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券(以下「外国投資信託受益証券等」という。)の売買単位は、円換算価格(上場申請日の前2週間以内の日からさかのぼって1年間の外国の主たる金融商品取引所(組織された店頭市場を含む。以下同じ。)における終値の平均又は気配相場の平均を上場申請日における東京外国為替市場の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との中値(これによることが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度指定する外国為替相場)により円換算した価格(外国の金融商品取引所における終値又は気配相場がない外国投資信託受益証券等については、上場申請日から上場日の前日までの期間に行われた募集及び売出し並びに特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等における発行価格又は売出価格等を勘案して当取引所がその都度定める価格)をいう。)が5,000円未満の銘柄は10口単位とし、それ以外の銘柄は1口単位とする。ただし、当該外国投資信託受益証券等の発行者の本国における法制度等から、これによることが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当取引所がその都度定める単位によるものとする。

2 上場銘柄が外国投資信託受益証券等である場合において、終値平均(当取引所の市場における最近1年間の終値(最終値段(呼値に関する規則第8条の規定により特別気配表示された最終特別気配値段及び同第9条の規定により連続約定気配表示された最終連続約定気配値段を含む。)をいい、その日に約定値段(同第8条の規定により特別気配表示された特別気配値段を含む。)がない場合は、呼値の制限値幅に関する規則第3条第1項第2号の規定により定められた基準値段をいう。)の平均をいう。)が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該銘柄の売買単位を、当該各号に定める単位に変更するものとする。ただし、当該銘柄の流通状況又は当該銘柄の発行者の本国における法制度等から、当該各号に定める単位に変更することが適当でないとき当取引所が認めた場合は、当該銘柄の売買単位を据え置くものとする。

(1) 売買単位を1口とする銘柄の終値平均が1,000円未満の場合 10口単位

(2) 売買単位を10口とする銘柄の終値平均が5,000円以上の場合 1口単位

3 前項の規定にかかわらず、上場後2年以上経過していない銘柄又は直前2か年以内に売買単位の変更が行われている銘柄については、売買単位の変更を行わない。

4 第2項の規定による売買単位の変更は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 変更後の売買単位が従前の売買単位を下回る場合

毎年5月(終値平均の算定期間(以下「算定期間」という。)は前年4月から3月まで)及び11月(算定期間は前年10月から9月まで)

(2) 変更後の売買単位が従前の売買単位を上回る場合

毎年8月(算定期間は前年4月から3月まで)及び2月(算定期間は前々年10月から前年9月まで)

(配当落等の期日)

第12条 規程第18条第1項に規定する配当落等の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

次のaからcまでに掲げる有価証券の区分に従い、当該aからcまでに定める日（以下「権利確定日」という。）の翌日

a 内国株券

配当若しくは新株予約権その他の権利を受ける者又は株主総会（優先出資者総会及び投資主総会を含む。）において株主（優先出資者及び投資主を含む。）として議決権を行使する者を確定するための基準日

b 外国株券（外国証券信託受益証券を除く。）

記名式の場合は、配当又は新株予約権その他の権利を受ける者を確定するための基準日又は株主名簿（受益者名簿、投資主名簿及び所有者名簿を含む。）閉鎖開始日の前日、無記名式の場合は、配当支払開始日の前日、新株式（外国投資信託の受益権、外国投資証券に係る投資口及び外国株預託証券に表示される権利を含む。）申込期間開始日の前日又は株券供託期間の最終日等。ただし、外国株券について当取引所が当該日を別に定める必要があると認めるときは、その都度指定する日とする。

c 受益証券発行信託の受益証券

信託財産に係る給付金の支払いを受ける権利その他の権利を受ける者を確定するための日

(2) 普通取引

権利確定日の2日前の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日）とする。

（株式併合後の有価証券を対象として売買を開始する期日）

第12条の2 規程第18条の2に規定する株式の併合後の有価証券を対象として売買を開始の期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

当該併合の効力発生の日（当該併合の効力発生の日が休業日に当たるときは、当該併合の効力発生の日の翌日）とする。

(2) 普通取引

当該併合の効力発生の日の3日前の日とする。

（取得対価の変更期日等）

第13条 規程第19条に規定する取得対価の変更期日及び表示株式数の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

上場株券の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日（当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び外国株預託証券に係る預託機関の定める表示株式数の変更が行われる日（当該預託機関により、外国株預託証券と当該外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券との交換が停止又は制限される期間が設けられる場合にあつては、当該期間の開始日）の前日（当該日以外の日を別に定める必要があると当取引所が認めるときは、当取引所がその都度指定する日）（以下「旧条件最終適用日」という。）の翌日

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の2日前の日（旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の3日前の日）とする。

（当取引所が指定する外国為替相場等）

第13条の2 規程第20条の3に規定する当取引所が指定する外国為替相場とは、約定日（約定日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日）の前日における東京外国為替市場の対顧客直物電信相場の売相場及び買相場の中値をいう。

2 規程第20条の3の規定による売買代金の本邦通貨への換算において、円位未満の端数が生じた場合

は、これを切り捨てるものとする。

(売買の停止)

第14条 規程第21条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 規程第21条第1号に掲げる場合の当該債券等の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。
- (2) 規程第21条第1号に掲げる場合の売買の停止は、有価証券又はその発行者等に関し、TOKYO AIM上場規程又はTOKYO PRO-BOND Market上場規程により開示が必要とされる事実に関する情報が生じている場合において、当取引所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを当取引所が確認した後15分を経過した時（整理銘柄への指定事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、当取引所が整理銘柄への指定の決定に関する発表を行った後15分を経過した時）までとする。ただし、当取引所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。
- (3) 規程第21条第3号及び第4号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所がその都度必要と認める期間とする。
- (4) 規程第21条第5号に掲げる場合の売買の停止は、次のa又はbに定める期間とする。
 - a 売買の取消しを行う場合
当取引所がその都度必要と認める期間
 - b 売買の取消しを行わない場合
当取引所が売買の取消しを行わないことを発表した後15分を経過した時まで

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第15条 規程第21条第5号に掲げる場合の売買の停止は、原則として、過誤のある注文により、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を超える売買が成立した場合に行うものとする。

- (1) 内国株券及び内国商品信託受益証券
上場株式数（優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいい、投資信託受益証券及び内国商品信託受益証券の場合は上場受益権口数をいい、投資証券の場合は上場投資口口数をいう。）の10%に相当する数量
 - (2) 外国株券
 - a 重複上場外国銘柄
売買単位の2万倍に相当する数量
 - b 前a以外の銘柄
上場株式数（外国投資信託受益証券、外国証券信託受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券の場合は上場受益権口数をいい、外国投資証券の場合は上場投資口口数をいい、外国株預託証券の場合は上場預託証券数をいう。）の10%に相当する数量
- 2 前項に規定するほか、債券等に係る規程第21条第5号に掲げる場合の売買の停止は、当取引所が必要と認める場合に行うものとする。

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第16条 規程第22条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

(復活のための売買)

第17条 規程第23条の規定により当取引所の承認を受けようとする取引参加者は、当取引所が定める様式により申請を行うものとする。

- 2 前項の申請について、当取引所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。
 - (1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から規程第21条第5号の規定により売買の停止が行われた時（売買の停止が行われなかった場合にあっては、規程第32条の規定により当該過誤

のある注文について公表された時)までの間に、次のいずれかの売買(以下「連鎖取引」という。)を行っていること。

- a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した取引参加者と同一の取引参加者に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け
- b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済(弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。)のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者(法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。)若しくは取引所取引許可業者の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなること。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める数量を上限とする。ただし、当該顧客について立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則第10条第1項に規定する申請を行うときは、業務規程第23条第1項の売買及び立会外市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例第13条第1項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

(1) 債券等以外の有価証券

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段(基準値段がない場合には、当取引所がその都度定める値段。次号において同じ。)で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

(2) 債券等

2千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段で除して得た数量を、当該銘柄の額面金額で除して得た数量に100を乗じて得た数量(10に満たない端数は切り上げる。)

(流動性プロバイダーの義務)

第18条 規程第27条に規定する流動性プロバイダーである取引参加者は、次の各号に掲げる義務を負うものとし、当該各号に掲げる義務を履行する旨を記載した書面を当取引所へ提出するものとする。

(1) 担当銘柄の売呼値及び買呼値を行うよう努める義務

(2) 円滑な取引成立の観点から、値段等の取引条件を勘案して当該取引参加者が適当と判断する範囲内で、既に行われている担当銘柄の呼値に対当する呼値を行うよう努める義務

(取引参加者端末装置に関する報告事項等)

第18条の2 規程第31条第3項の報告は、取引参加者端末装置に関する次の各号に掲げる事項について、第1号に掲げる事項については売買立会による売買に係る呼値を行う都度、第2号に掲げる事項については当取引所が必要と認めるときに行うものとする。

(1) 呼値に係る取引参加者端末装置への入力について、自動入力か手動入力かの別

(2) 前号に掲げるもののほか、当取引所が市場の運営上必要と認める事項

2 取引参加者は、当取引所が売買システムの安定的な稼働のために必要と認めて、規程第31条第3項に基づき行った報告について説明を求める場合には、これに協力するものとする。

(過誤のある注文に係る公表事項)

第19条 規程第32条に規定する当取引所が定める事項は、過誤のある注文に関する次の各号に定める事項とする。

(1) 銘柄

(2) 発注した取引参加者の名称

(3) 内容

a 売付け又は買付けの区別

b 値段

c 数量

(4) 売買成立等の状況

- a 発注時刻
- b 取消しの時刻（すべての数量について売買が成立した場合はその時刻）
- c 約定値段（発注後最初及び最後の約定に係る値段に限る。）
- d 売買成立の数量

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注)「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月16日から施行する。
- 2 平成21年11月15日以前に行われた有価証券の売買に係る取扱いについては、なお従前の例による。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年1月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条、第6条、第7条、第11項、及び第18条の2の改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じたことにより、改正後の規定により売買を行うことができない又はそのおそれがあると当取引所が認める場合には、平成22年1月4日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。